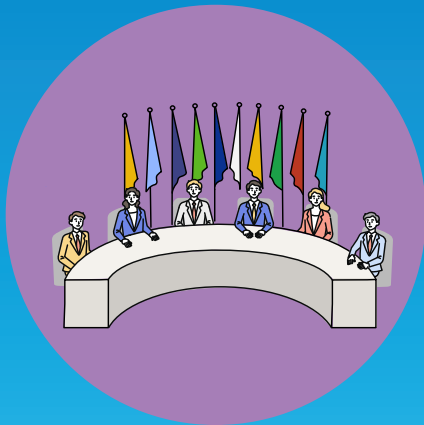


いまから備える 次の感染症危機

— 私たちができること、知っておきたいこと —



はじめに

感染症危機は、繰り返し起こっています。

次の感染症危機がいつ起こるかも分かりません。

新型コロナの経験を踏まえ、2024 年（令和 6 年）7 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」

（政府行動計画）を全面改定し、次の感染症危機への平時からの備えなどを充実しました。

この冊子は、政府行動計画をもとに、平時からの備えや、

感染症危機時における身近な疑問についてまとめたものです。

感染症危機時は、正確な情報に基づく国民ひとりひとりの行動が重要です。

この冊子を通じて、感染症に関する知見や理解を深め、

次なる感染症危機の備えをより万全なものにしていきましょう。

目次

Chapter 1 なぜ、いつ起こるか分からない感染症危機に備えるの？

Q1 次の感染症危機に対する備えは必要ですか？

Q2 感染症危機への対応として、
なぜ新型インフルエンザ等に特に備える必要があるのでしょうか？

Chapter 2 感染症危機に、政府はどう備えているの？

Q3 感染症危機に対応する国の備えはどうなっていますか？

Q4 政府行動計画とは何ですか？

Chapter 3 感染症危機に関して平時からできること、 知っておきたいことは何？

【情報の収集・発信】

Q5 海外の感染症情報など、政府の情報収集・共有は万全ですか？

Q6 感染症に関する正確な情報はどこで手に入りますか？

【普段からの備え】

Q7 感染症予防のためにどのような対策をとったらいいですか？

Q8 次の感染症危機に備えて、普段からどのようなことに留意すればよいのでしょうか？

Q9 マスクの備蓄はどのようになっていますか？

【感染症危機時の対応とそのための備え】

Q10 感染症危機時に、症状があるときはどうしたらいいですか？

Q11 感染症危機時に、検査を受けることはできるのでしょうか？

Q12 感染症危機時に、治療薬は速やかに利用できますか？
新型インフルエンザはどのようにして治療するのですか？

Q13 感染症危機時に、入院できますか？

Q14 感染症危機時に、ワクチンは速やかに受けられますか？
新型インフルエンザのワクチンはどのようなものなのでしょうか？

【緊急時の対応と差別や偏見への対応】

Q15 緊急事態宣言とは何ですか？まん延防止等重点措置とは何ですか？

これらの事態のとき、私たちはどうしたらいいですか？

Q16 感染症危機時に、感染者や医療従事者、その家族などが、差別や偏見にあわないか不安です。
どこに相談したらいいのでしょうか？



Chapter 1

なぜ、いつ起こるか分からない 感染症危機に備えるの？

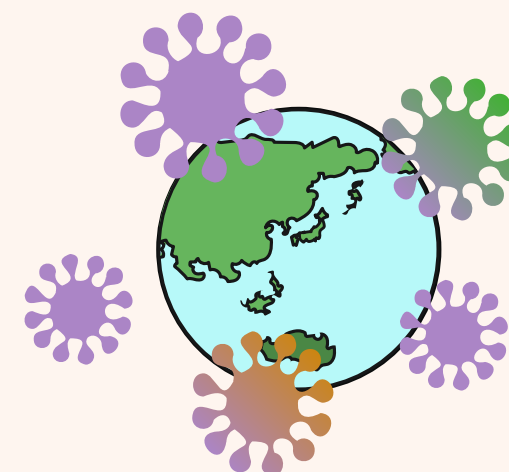
Q1 次の感染症危機に対する 備えは必要ですか？

A 感染症危機はいつ起こるか分かりません。
国民の生命や健康を守るため、
平時からの備えが不可欠です。

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国における都市化や人口密度の増加、未知のウイルスの宿主となっている動物と接する場面の増加など、未知の感染症との接点が増えています。さらに、グローバル化で海外と行き来する機会が飛躍的に増え、こうした未知の感染症や、近い将来克服されと考えられていた感染症が再び流行するような事態が発生した場合、世界中に拡散するおそれも高まっています。

こうした未知の感染症の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能です。

次の感染症危機から国民の生命や健康を守るため、平時から万全の備えを行うことが不可欠であり、ひとりひとりの行動が重要です。



Q2 感染症危機への対応として、 なぜ新型インフルエンザ等に 特に備える必要があるのでしょうか？

A 新型インフルエンザ等は、
ほとんどの人が免疫を持っておらず、
パンデミックになるおそれがあります。
このため、平時からの備えが重要です。

新型インフルエンザや今後新たに発生するかもしれない生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症は、ほとんどの人が免疫を持っていません。

発生した場合は、人から人へ感染しやすく、大きな流行（パンデミック）となり、健康被害とそれに伴う社会的な影響をもたらすおそれがあります。

例えば、2020年（令和2年）1月に、日本で最初の新型コロナの感染者が確認されて以降、新型コロナの感染は拡大し続けました。その結果、国民の生命と健康が脅かされ、国民生活や社会経済活動は大きく影響を受けました。

次の感染症危機を予測することは困難です。新型インフルエンザ等が流行する可能性も想定し、感染拡大をできるだけ抑え、国民の生命や健康を守るため、平時からの備えが必要不可欠です。

💡 一緒に確認してみよう！

- 新型インフルエンザの治療について
→ Q12 参照
- 新型インフルエンザのワクチンについて
→ Q14 参照

Column

－ コラム －

新型インフルエンザとは

「新型インフルエンザ」は、毎年流行する「季節性インフルエンザ」とは異なり、突然変異で発生する新型インフルエンザウイルスによる感染症で、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が免疫を持っていないため、急速にまん延し、社会に大きな影響をもたらすおそれがあります。

治療薬として、国・都道府県は、必要な量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しています。また、ワクチンとして、感染症危機時に医療従事者等に速やかに接種できるよう、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるプレパンデミックワクチンの備蓄も行っています。



感染症危機に、 政府はどう備えているの？

Q3 感染症危機に対応する 国の備えはどうなっていますか？

A 内閣感染症危機管理統括庁を司令塔として、
平時から、国、地方公共団体、関係機関等との
連携を強化し、危機に備えています。

新型コロナの経験を踏まえ、国の感染症対応をリードする司令塔として、「内閣感染症危機管理統括庁」（統括庁）を設置しました。次の感染症危機に備え、国立健康危機管理研究機構（IHHS）から科学的知見を得て、厚生労働省など関係省庁と連携し、一体的に対応します。

平時には、次の感染症危機に備えて政府行動計画の策定・改定を行い、国・地方公共団体・IHHSなどと緊密な連携を維持しています。くわえて、現場での感染症対応を強化するため、都道府県等では、医療の提供や検査体制の確保に向けて、医療機関や民間検査機関と医療措置協定及び検査等措置協定を結ぶなど、計画的な整備を進めています。さらに、この政府行動計画を実効性のあるものにするため、定期的に訓練を実施し、点検と改善に努めています。

感染症危機時には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）に基づき政府対策本部を立ち上げます。また、対策を実施するに当たって基準となるべき指針である「基本的対処方針」を速やかに策定します。この方針に基づき、必要に応じて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの対策も検討します。



Column

— コラム —

医療措置協定とは

新型インフルエンザ等の感染症が流行した際に、迅速かつ適切な医療を提供するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づき、都道府県と医療機関の間で協定を結んでいます。平時から医療機関の機能や役割を確認し、医療提供における役割分担を明確にすることを目的としています。感染症危機時に入院できる病床の確保・発熱外来の実施などが盛り込まれています。

検査等措置協定とは

新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、感染症法に基づき、平時から都道府県等と民間検査機関、医療機関等や宿泊施設の間で協定を結んでいます。必要な検査を迅速に実施できる体制の整備や、宿泊療養のための宿泊施設の確保などが盛り込まれています。



💡 一緒に確認してみよう！

- 政府行動計画について
→ Q4 参照
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置について
→ Q15 参照

Q4 政府行動計画とは何ですか？

A 次の感染症危機に備え、
平時からの取組や感染症発生時の
対策の選択肢について、幅広く示すものです。

政府行動計画は、次の感染症危機に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の
選択肢を幅広く示すものです。感染症危機時には、発生した新型インフルエン
ザ等の特性を踏まえ、国民の生命と健康を守ることはもちろん、感染拡大防止
と社会経済活動のバランスを踏まえつつ、対策の切替えを円滑に行うこととし
ています。

また、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行す
る可能性も想定しています。計画の記載は、「準備期」・「初動期」・「対応期」の
3つに分け、特に「準備期」は訓練の実施や情報収集、研究開発、備蓄など、
平時からの取組を充実させています。

計画は、おおむね6年ごとに改定することとしていますが、その実効性確保の
ため、各省庁の「準備期」等における取組など、一覧表として作成し、毎年
度フォローアップを実施して万全を期しています。

💡 一緒に確認してみよう！

新型インフルエンザ等対策
政府行動計画

感染症危機に関して平時から できること、知っておきたいことは何？

【情報の収集・発信】

Q5 海外の感染症情報など、 政府の情報収集・共有は万全ですか？

A 国立健康危機管理研究機構（JIHS）、
関係省庁のみならず、世界保健機関（WHO）や
諸外国の政府等とも連携し、感染事例の
早期発見をはじめ、必要な情報収集を行っています。

2025 年（令和7年）4月に新たに設置された JIHS と緊密に連携し、関係省庁が
一体となって、感染症の発生情報の正確な把握と分析を行っています。また、WHO
をはじめとする国際機関や諸外国の政府、研究機関と連携し、平時から感染症の
発生情報の把握や初期の感染事例の早期発見などの情報収集を行っています。

感染症危機時には、政府行動計画に基づき、把握・分析した情報をもとに、例えば、
機動的な水際対策の実施や速やかな初動対応、ワクチンや治療薬の開発への活
用など、関係省庁と連携して迅速に対応できるよう、平時から次の感染症危機
に備えています。

💡 一緒に確認してみよう！

統括庁や JIHS の
公式ウェブサイトもご覧ください。

統括庁 JIHS
「海外の感染症情報」 「海外の感染症情報」



Q6 感染症に関する正確な情報はどこで手に入りますか？

A 統括庁や厚生労働省、国立健康危機管理研究機構（JIHS）の公式ウェブサイト・SNS では、基本的な感染対策など、普段から活用できる情報を発信しています。

統括庁や厚生労働省、JIHS では、公式ウェブサイトや SNS を通じて、感染症に関する情報を平時から随時発信しています。感染症の基礎知識や基本的な感染対策など、普段から活用できる情報も掲載しておりますので、ぜひご確認ください。

感染症危機時は、さまざまな情報が錯綜しやすく、人々の不安から偏見、差別等が発生し、偽・誤情報が流布してしまうこともあります。そのため、感染症危機時には関係省庁、地方公共団体などの情報を一元的に集約の上、総覧できるウェブサイトの立上げも予定されています。政府や JIHS からその時点で得られた科学的な知見をもとにできる限り速やかに情報提供しますが、病原体の性状等により、その内容が変化していく可能性があります。こうした点を理解した上で、正確かつ最新の情報を入手するため、行政等が発信する情報を随時ご覧いただくようお願いします。



💡 一緒に確認してみよう！

感染症に関する情報は下記公式ウェブサイトにて随時発信いたします。

 内閣感染症
危機管理統括庁
公式ウェブサイト

 厚生労働省
公式ウェブサイト 

国立健康
危機管理研究機構
公式ウェブサイト

【普段からの備え】

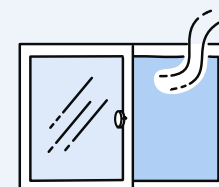
Q7 感染症予防のためにどのような対策をとったらいいですか？

A 基本的な感染対策として、「換気」「マスク着用等の咳エチケット」「手洗い」「人混み回避」が有効です。

病原体の性状や、感染の拡大状況にもよりますが、「換気」「マスク着用等の咳エチケット」「手洗い」「人混み回避」の4つの基本的な感染対策を心がけましょう。感染症は病原体（感染源）、感染経路、宿主の3つの条件がそろうことで感染します。これらの要因の1つでも取り除くことが感染対策において重要です。

✓ 換気

空気中の病原体を外に追い出すことができます。



✓ 手洗い

手に付着している病原体を減らすことができます。



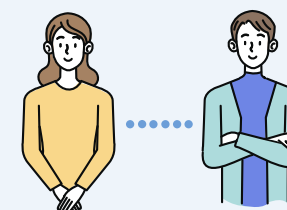
✓ マスク着用等の咳エチケット

病原体を含む飛沫が広がるのを防ぎます。



✓ 人混み回避

人混みを避けることで病原体と接触する機会を減らすことができます。



💡 一緒に確認してみよう！

統括庁作成の動画もご参照ください。

換気

手洗い

咳エチケット



Q8 次の感染症危機に備えて、普段からどのようなことに留意すればよいでしょうか？

A 家庭・職場での備蓄、テレワークなどの職場での取組、こどもの臨時休校時の対応など、平時から取り組めることを確認しましょう。

感染症危機時は、国民ひとりひとりの行動が重要です。次の感染症危機に備えて、平時から取り組めることを確認しましょう。

✓ 家庭・職場での備蓄

新型インフルエンザ等が発生した際には、自宅療養などにより買い物に行けない可能性があります。このため、マスクや食料品など、普段より少し多めに買い置きをしましょう。こうした備蓄は災害時にも有効です。



✓ 職場での取組

感染症危機時には、人との接触を減らすため、オンライン会議、テレワーク、時差出勤などが推奨されます。これらをスムーズに実施できるように、平時から準備や実践をしておきましょう。



✓ 学校に通うこどもに関する対応

感染状況によっては、学校などが臨時休校となる可能性があります。そのとき家庭内でどのように対応するかについて、事前に話し合っておきましょう。また、こどもを預かってくれる放課後児童クラブなどの場所や日時等を確認しておくことも重要です。



💡 一緒に確認してみよう！

統括庁作成のリーフレットもご参照ください。



PDFはこちらから

Q9 マスクの備蓄はどのようになっていますか？

A 医療機関向けのマスクは、国・都道府県が十分に備蓄しています。一般の家庭でも、マスクや衛生用品の備蓄が大切です。

マスクなど感染対策に必要なものは、病院などで使う分は十分準備しており、新型インフルエンザ等が発生しても対応可能です。例えば、マスクについては、国・都道府県でそれぞれ目標を設け、その合計を上回る備蓄をしています。

ただ、一般の家庭向けにはマスクの備蓄はしておりません。マスクに限らず、平時からの備えとして、一般の家庭でも、マスクや消毒薬などの衛生用品を備蓄しておくことが大切です。



備蓄

(令和6年11月調べ)

		目標	実績
① 医療用（サージカル）マスク		3億1,200万枚	3億9,000万枚
② N95 マスク		2,420万枚	3,840万枚
③ アイソレーションガウン		5,640万枚	1億5,000万枚
④ フェイスシールド		3,370万枚	4,100万枚
⑤ 非滅菌手袋		12億2,200万枚	28億1,000万枚

(※) 国・都道府県の合計

【感染症危機時の対応とそのための備え】

Q10 感染症危機時に、 症状があるときは どうしたらいいですか？

A 感染症危機時に、
発生国からの帰国等感染の疑いがある場合、
まず都道府県等が設置する相談センターに
電話で相談してください。

感染症危機時には、都道府県等が相談センターを設置することとなっています。発生国・地域からの帰国者や発熱等の疑わしい症状があるなど、感染が疑われる場合は、まず相談センターに電話で相談してください。相談センターから「受診が必要」と判断されたら、発熱外来を行う医療機関を受診します。

なお、ワクチンや治療薬などの効果により、対応力が高まる時期には、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行することとしています。受診前には、各自治体のウェブサイトなどで最新の情報をご確認ください。

新型コロナ流行時は、地域によって発熱外来等の医療体制が十分に確保できないことがありました。これを踏まえ、次の感染症危機に備え、都道府県が設定した目標（約4.1万機関）に基づき、同程度の規模で発熱外来を実施できる医療提供体制を整備しています。（2025年（令和7年）1月時点）



💡 一緒に確認してみよう！

医療措置協定について
→ Q3 コラム参照

Q11 感染症危機時に、 検査を受けることは できるでしょうか？

A 都道府県と民間検査機関などが協定を結び、
新型コロナの経験を踏まえて設定した
目標を上回る検査体制を構築しています。

新型コロナ対応の課題を踏まえ、感染症法を改正し、都道府県において検査体制に関する数値目標を設けることとしました。地方衛生研究所等における検査能力の確保に加え、都道府県と民間検査機関などが協定を結び、感染症危機時の検査ニーズの高まりに対応できるよう、目標を上回る検査機関のキャパシティを確保しています。

具体的には、流行初期には約29万件／日、流行初期以降には約49万件／日の検査が実施可能な体制を整備しています。（2024年（令和6年）9月時点）

また、感染症危機時に、国立健康危機管理研究機構（JIHS）において速やかに検査方法を確認し、全国の地方衛生研究所等や民間検査機関で検査が可能となるよう体制を構築することとしています。

検査体制

	目標	令和6年9月30日時点 協定締結状況
① 流行初期（※）	約10万件／日	約29万件／日
② 流行初期以降	約46万件／日	約49万件／日

（※）厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生公表後1か月

Q12 感染症危機時に、 治療薬は速やかに利用できますか？ 新型インフルエンザは どのようにして治療するのですか？

A 平時から、治療薬の研究開発を推進しています。
また、新型インフルエンザの
治療に使われる薬を十分に備蓄しており、
それらを治療に活用することを想定しています。

治療薬の開発について

次の感染症危機に備えるため、平時から、医療的な対抗手段となる重要性の高い治療薬に関し、大学等の研究機関や製薬関係企業等における研究開発を推進しています。これにより、新型インフルエンザ等が発生した場合でも、有効かつ安全な治療薬が速やかに利用できることを目指しています。

新型インフルエンザの 治療について

季節性インフルエンザの治療薬としても使われる抗インフルエンザウイルス薬の投与が主な治療法になると考えられます。これらの抗インフルエンザウイルス薬は、4,500万人分を目標として、必要な量を確保しており、感染が拡大しても、備蓄を活用して対処できる準備を行っています。



Q13 感染症危機時に、入院できますか？

A 新型コロナの経験を踏まえて
設定した数値目標を上回る、
入院可能な病床を確保しています。

感染症危機時に、迅速かつ適切に対応できるよう、平時から、都道府県と医療機関の間で協定を結ぶことで、入院可能な病床を確保しています。具体的には、新型コロナ対応で確保した体制を念頭に都道府県が設定した目標の総計（約4.5万床）を上回る、約4.8万床を確保しています。（2025年（令和7年）1月時点）

医療体制

（令和7年1月1日時点の協定締結状況）

		目標	実績
① 病床確保		45,681 床	48,513 床
② 発熱外来		41,643 機関	40,150 機関
③ 自宅療養者等への医療提供	病院・診療所	23,481 機関	26,211 機関
	薬局	31,053 機関	48,552 機関
	訪問看護事業所	5,075 機関	5,890 機関
④ 後方支援（協定締結医療機関数）		4,319 機関	6,149 機関
⑤ 医療人材派遣	派遣可能医師数	3,067 人	4,442 人
	派遣可能看護師数	4,921 人	7,406 人

一緒に確認してみよう！
医療措置協定について
→ Q3 コラム参照

Q14 感染症危機時に、 ワクチンは速やかに受けられますか？ 新型インフルエンザのワクチンは どのようなものでしょうか？

A 研究開発から生産まで切れ目のない支援を行い、
ワクチン開発の体制を構築しています。
また、新型インフルエンザの場合、医療従事者等への
接種を想定したプレパンデミックワクチンと、
パンデミックワクチンの2種類があります。

ワクチン開発について

新型コロナ対応を踏まえ、次の感染症危機時に迅速にワクチンを供給できるよう、平時から、研究開発から生産まで切れ目のない支援を実施しています。先進的研究開発戦略センター（SCARDA）が司令塔となり、研究開発拠点の形成や財源調達機能の強化等を通じて、重点感染症に対するワクチン開発等を推進しています。また、幅広い種類のワクチンの国内生産が可能となるよう、ワクチンの国内製造体制の構築も進めています。



新型インフルエンザのワクチンについて

新型インフルエンザの場合は、ワクチンは大きく2種類あります。

①「プレパンデミックワクチン」

新型インフルエンザが発生する前の段階から、パンデミックを引き起こす可能性があるウイルス（鳥インフルエンザウイルス）を基に、あらかじめ製造されるワクチンのことです。医療従事者や国民生活の安定に寄与する業務に従事する人たちに速やかに接種できるよう、必要な量を備蓄しています。具体的には、国立健康危機管理研究機構（JIHS）による高病原性鳥インフルエンザに関するリスクアセスメントを経て、適切なワクチン株を選定し、最大1,000万人分を備蓄しています。

②「パンデミックワクチン」

新型インフルエンザの発生後に、その新型インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンのことです。
新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に全国民分を製造することを目指し、SCARDAを司令塔として研究開発や製造に関する体制の整備を推進しています。

💡 一緒に確認してみよう！

新型インフルエンザについて
→ Q2 コラム参照

【緊急時の対応と差別や偏見への対応】

Q15 緊急事態宣言とは何ですか？ まん延防止等重点措置とは何ですか？ これらの事態のとき、 私たちはどうしたらいいですか？

A 新型インフルエンザ等が生活や経済に大きな影響を与えると判断された場合に、そのような事態の発生を宣言し、公表するものです。これらの事態においては、感染拡大防止のため、行動制限などを要請することがあります。平時からこうした要請について知るとともに、要請時には、国や自治体が発信する情報に沿った適切な行動をお願いします。

緊急事態宣言

特措法に基づき、感染症危機時に国民の生活や経済に大きな影響を及ぼすおそれがあると判断された場合に、国は、必要な期間・区域を限り、緊急事態の発生を宣言し、公表します。

緊急事態においては、まん延を防止して国民の生命や健康を保護するため、都道府県が外出自粛の要請、施設の使用制限、催物の開催制限などの措置を要請することがあります。

まん延防止等重点措置

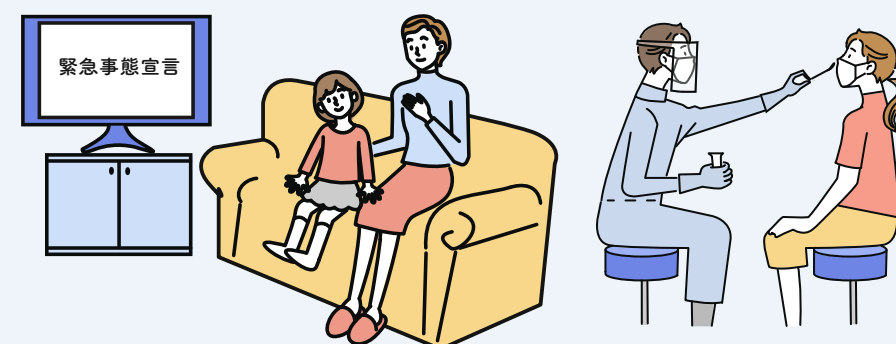
特措法に基づき、感染症危機時に特定の区域において感染が拡大することで都道府県を超えたまん延による緊急事態宣言の発令を回避すること等のために、国は、必要な期間・区域を限り、まん延防止等重点措置について公示します。

具体的な措置として、例えば、都道府県が、営業時間の変更、従業員への検査受診の勧奨、発熱者の入場禁止、感染対策の周知及び従わない人の入場禁止などの協力を要請することがあります。

国民の皆さまへのお願い

感染症危機は繰り返し生じています。新型インフルエンザ等の発生時に、感染症のまん延を防止するために重要な以下のことに関し、普段から理解を深めておきましょう。

- 医療ひっ迫の状況等により必要と認められる地域において、必要最小限と考えられる期間・地域・業態等に絞って感染拡大防止策を行いますので、地域ごとに対策が異なり得ることをあらかじめご理解ください。
- 新型インフルエンザ等が発生した際は、基本的な感染対策を徹底してください。
- 実際に要請等がされた場合は、国や自治体が発信する情報に沿った適切な行動をお願いします。



💡 一緒に確認してみよう!

感染症予防・感染症危機に対する普段からの対策
→ Q7・Q8 参照

Q16 感染症危機時に、感染者や医療従事者、その家族などが、差別や偏見にあわないか不安です。どこに相談したらいいのでしょうか？

A 感染者や医療従事者、その家族などへの不当な差別や偏見は決して許されるものではありません。ひとりで悩まず、公的な機関などへ相談してください。

新型コロナの経験として、感染者や医療従事者、その家族などに対し、不当な差別や偏見がありました。感染症に関連した誹謗中傷は、名誉毀損^{きそん}として法的責任を問われることもあります。感染症に関する正確な知識と理解に基づき、お互いの人権に配慮した行動をとることで、大切な方を守りましょう。

感染症に関する不当な差別や偏見についての相談はこちらをご利用ください。

大人のみなさんへ	みんなの人権 110 番	TEL 0570-003-110
こどものみなさんへ	こどもの人権 110 番	TEL 0120-007-110
外国人のみなさんへ	Telephone Counseling	TEL 0570-090-911



— 感染症危機時における偏見・差別の事例 —

インターネットや SNS

- インターネット上での感染者の写真検索、いわゆる犯人探し
- 感染者及び家族等の勤務先、立ち寄り先等の行動履歴の情報を SNS で拡散

医療・介護関係者への偏見・差別

- 感染者が発生した施設で働く医療・介護関係者への誹謗中傷
- 医療・介護関係者のこどもに対するいじめや登園拒否

💡 一緒に確認してみよう!

統括庁作成の
リーフレットも
ご参照ください。



PDF は
こちらから
▼



下記公式ウェブサイト・公式 SNS もご参照ください

- 内閣感染症危機管理統括庁

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

- 政府行動計画等（統括庁公式ウェブサイト）

<https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html>

- 広報・啓発資料（統括庁公式ウェブサイト）

<https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/index.html>

- 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

- 国立健康危機管理研究機構 (JIHS)

<https://www.jihs.go.jp/>

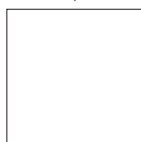
- 厚生労働省検疫所 (FORTH)

<https://www.forth.go.jp/index.html>



内閣感染症危機管理統括庁公式ウェブサイト・公式 SNS

WEB



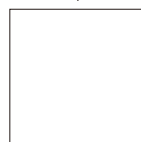
X



Facebook



Instagram



YouTube



内閣感染症危機管理統括庁